

⑩ 難病患者

難病患者の場合、その対応について専門的な知識が必要となりますので、災害時の医師との連絡については、事前に十分相談しておく必要があります。

日ごろの備えとして、通常の非常持出品に加え、特定疾患受給者証と健康保険証のコピーも用意しておきましょう。

以下の人は、事前に参考ページを確認しておきましょう。

- 難病患者で視覚障がいのある人 ▶▶ 11ページ
- 難病患者で聴覚、音声・言語、そしゃく機能障がいのある人 ▶▶ 13ページ
- 難病患者で肢体不自由のある人 ▶▶ 15ページ
- 難病患者で内部障がいのある人 ▶▶ 23ページ